

屋内貯蔵所構造設備明細書記入要領

※記入方法

- (1) 各欄の該当しない部分は、「/」、「—」、「なし」等を記入し、該当する部分がないことを明確にする。
- (2) 各欄において記入事項が多い場合は、「別紙のとおり」とし、別紙に詳細を記入する。
- (3) 各面積については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを記入する。

- ① 「事業の概要」欄は、屋内貯蔵所が設置されている事業所の事業内容、貯蔵目的等を記入する。

《例》自動車整備業（エンジンオイル、塗料等の保管）
大学（研究用薬品の保管）

- ② 「建築物の構造」欄は、次により記入する。

ア 建築物全体が屋内貯蔵所の場合は、各欄に建物構造を記入する。

イ 建築物の一部に屋内貯蔵所を設ける場合は、各欄とも屋内貯蔵の用に供する部分についての建築構造を記入し、階数は、屋内貯蔵所を設置する階を記入する。

ウ 「階数」は、建築基準法施行令（以下「建基令」という。）第2条第8号に規定する階数を記入する。

エ 「建築面積」は、建基令第2条第1項第2号で規定する面積を、「延べ面積」は、建基令第2条第1項第4号で規定する面積を記入する。

オ 壁のうち「延焼のおそれのある外壁」は、危政令第10条第6号に規定する部分の外壁の構造を記入する。

カ 「その他の壁」は、延焼のおそれのある外壁以外の外壁の構造を記入する。

キ 「柱、床、はり、屋根及び階段」は、該当する構造を記入する。

なお、上階を有する場合は、屋根の欄に上階の床の構造を記入する。

ク 「窓」は、建築基準法（以下「建基法」という。）に規定する性能区分（防火設備、特定防火設備）について記入し、窓ガラスの材質等を括弧内に記入する。

ケ 「出入口」は、建築基準法（以下「建基法」という。）に規定する性能区分（防火設備、特定防火設備）について記入し、閉鎖方式（常時閉鎖式、随時閉鎖式等）を括弧内に記入する。

- ③ 「建築物の一部に屋内貯蔵所を設ける場合の建築物の構造」欄は、屋内貯蔵所が設置される建築物全体の構造等を記入する。

なお、建物全体が屋内貯蔵所である場合は記入しない。

- ④ 「架台の構造」欄は、貯蔵所内に設置する架台の材質、寸法（縦、横、高さ）段数及び設置数等を記入する。機械式ラック等の場合は、その旨を記入する。

- ⑤ 「採光、照明設備」欄は、貯蔵所に設置する採光及び照明の種類等を記入する。

- ⑥ 「換気、排出の設備」欄は、設置する換気（自然換気設備、強制換気設備、自動強制換気設備）又は排出設備（強制排出設備、自動強制排出設備）の種類及び設置台数等を記入する。

- ⑦ 「電気設備」欄は、危政令第9条第1項第17条が適用されることにより、電気設備に関する技術上の基準を定める省令（以下「電設基準」という。）に基づき設置される電気設備の種類、防爆構造の種別又は記号及び個数を記入する。ただし、電気設備が多岐にわたる場合等は、「電気設備の技術基準による。」と記入することができる。

- ⑧ 「避雷設備」欄は、J I S A 4 2 0 1で示される保護手法（回転球体法、保護角法、メッシ

ユ法) 及び受雷システム (突針、水平導体、メッシュ導体等) の種類を記入する。

なお、他の建築物等に設置されている避雷設備の保護範囲内であるため、屋内貯蔵所に避雷設備を設置しない場合は、他の建築物等の名称及び避雷設備の概要を記入する。

- ⑨ 「通風、冷房装置等の設備」欄は、危政令第9条第1項第15号の規定により設置される通風又は冷房等の設備の概要を記入する。

《例》クーラー (防爆型)

- ⑩ 「消火設備」欄は、屋内貯蔵所に設置される消火設備について、危政令別表第5に規定する区分、設備名、設置数等を記入する。

《例》第3種消火設備 (二酸化炭素消火設備) 全域

第4種消火設備 (大型〇〇消火器) 1個

第5種消火設備 (〇〇消火器) 5個

- ⑪ 「警報設備」欄は、危規則第37条に規定する区分のうち、屋内貯蔵所に設置されるものを記入する。

- ⑫ 「工事請負者住所氏名」欄は、工事請負者の住所、氏名 (法人は、主たる事業所の所在地、法人名及び担当者名) 及び連絡先の電話番号を記入する。